

保護者の皆様へ

学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る ガイドラインを策定しました

東京都教育委員会では令和8年2月に「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」を策定しました。本ガイドラインにおいては、学校が、家庭・地域とより良好な関係づくりを進めるための対応方針や日頃からの取組の留意点等について示しています。



ガイドライン
本文はコチラから
ご覧ください



3つの基本方針

- 1 学校と家庭・地域は、**児童・生徒の成長**を第一に考え、**児童・生徒の意向**を大切にする。
- 2 学校と家庭・地域は、学校や児童・生徒に係る課題について、**相互理解**を深めるため、**コミュニケーション**を密にする。
- 3 学校と家庭・地域は、児童・生徒を育成する上で、互いに**尊重し合い**、それぞれの**役割**を踏まえて**連携・協働**する。

学校・家庭・地域は、子供を支える大切なパートナーです

学校と家庭・地域が互いに尊重し、協力し合うことで、子供たちの健やかな成長と学びを実現していきます。

どんなことでも、気軽にご相談ください

学習や成績、人間関係、不登校、進路・進学、学校生活への要望、特別支援など、様々な相談に学校は誠実に対応します。

教職員との連絡・面談等に当たってのお願い

- ◆ 多くの事案が対話によって解決されている一方で、一部の保護者等による社会通念を超える言動等がみられることもあります。
- ◆ そのようなケースに対応するため、学校として組織的に対応するためのルールを定めました。
- ◆ 保護者等の皆様には、以下に記載の事項について御一読いただき、御理解・御協力のほどよろしくお願いします。



- ① 学校への連絡は、原則として、教職員の勤務時間内に、簡潔にお願いします。
- ② 面談等は、教職員と保護者等の双方であらかじめ調整した日時を行うことを原則とします。平日の放課後に、30分を目安とします(状況に応じ60分程度まで)。
- ③ 複数の教職員で対応することを基本とし、相談内容等については学校内で組織として共有し、対応します。
- ④ 教職員との面談等に、教育委員会の職員や弁護士等の専門家が同席することや、教職員に代わって話をさせていただくことがあります。また、録音をさせていただくこともあります。
- ⑤ 御意見・御要望をいただいても、学校として対応できないことや、対応を他の専門機関等に任せる方が望ましいことがあることをご理解ください。
- ⑥ 長時間にわたる電話や同じ内容での頻繁なご連絡等については、対応をお断りすることがあります。
- ⑦ 不当・違法な行為等が認められた場合等は、直ちに面談等を中止し、学校から退去していただくことや、警察に連絡することがあります。

以下のような、社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や合理性を欠く不当・過剰な要求はなさないよう、御協力をお願いします。

<家庭から>

- ✓ 教育活動(授業内容、宿題の量、座席等)の細部に対する過剰な干渉や要求
- ✓ 声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張
- ✓ 業務に支障が生じるような長時間の居座りや電話
- ✓ 何度も電話し要求を繰り返す、家庭訪問を何度も要求
- ✓ 多項目に及ぶ質問に対する書面回答の要求
- ✓ 学校内の様子を許可なく撮影



- ✓ 土下座をするよう要求
- ✓ 過度な謝罪の要求
- ✓ 評定の変更や内申点に関する不当な要求
- ✓ 担任の変更、異動、辞任を執拗に求める要求
- ✓ 公平性を著しく欠いた、特別扱いの要求
- ✓ 教職員個人を対象とした、損害賠償や慰謝料の要求など



<地域から>

- ✓ 休み時間・学校行事・部活動等の音に対する過剰な苦情や活動中止の要求
- ✓ 児童・生徒の公園での遊び方など、学校管理外のことに対する苦情や対応の要求

- ✓ 学校の敷地や施設・備品等の過剰な貸出要求や無断使用
- ✓ 児童・生徒や教職員の個人情報をお教えるように要求など

